

農地渇水対策事業補助金

この夏の高温・少雨による農産物の渇水対策に要する費用の一部を補助します。

対象作物	補助対象	補助率
かん水を要する 水稲及び 園芸作物	かんがい用資機材の購入費 (ホース、ポリタンク、ポンプ等)	2/3
	かんがい用資機材等の借上料 (ポンプ、ポンプ車等)	2/3
	かんがい用機材等の燃料費 (ポンプ等の運転に要するガソリン及び軽油)	1/2 【補助対象額の算出方法】 市契約燃料単価×稼働時間×機材の平均燃費
	かんがい用機材の電気料 (ポンプ等)	1/2 【補助対象額の算出方法】 前年同月から増額した電気料金(基本料金を除く)

※ポンプ車等とは、ポンプ車、散水車及びミキサー車の主に水の運搬を行う車両をいいます。

※補助金の額に 100 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

【補助対象者】 ・個人農業者
・農業法人
・農業者で組織する団体(農家組合、用水組合等)
※ただし、中山間地域等直接支払制度の集落協定、多面的機能支払制度の活動組織は除きます。

【補助対象期間】 7 月 18 日(金)から 9 月 26 日(金)まで

【申請の流れ】 ①資機材等を購入(借上げ)します。
②購入(借上げ)した資機材等を使用し、渇水対策を実施します。
③下記の窓口へ申請してください。
※詳しい手続きはお問い合わせください。

【必要書類】 4 ページの一覧表をご覧ください。

【申請期限】 10 月 31 日(金)
申請書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

【申請・問合せ先】 糸魚川市農林水産課農業経営支援センター 電話:552-1511(代表)
能生事務所 施設係 電話:566-3111(代表)
青海事務所 振興係 電話:562-2260(代表)

かんがい用資機材及びその燃料の購入等には、合意形成のうえ、「多面的機能支払交付金」及び「中山間地域等直接支払交付金」を活用することができます。耕作者の個人負担が軽減されますので、活用をご検討ください(ご不明な点はお問い合わせください。)。

農地渇水対策事業補助金 必要書類一覧表

書類	購入	借上げ	燃料費	電気料
申請書	○			
経費の支払が確認できる書類(領収証等)	○			
資機材の写真及び資機材を使用している写真 ※接続部品を合わせて購入(借上げ)した場合、接続 部品の写真も必要です。	○			
請求書のコピー		○		
機材の型式が分かる資料(カタログ等)			○	
機材の使用状況が分かる資料(作業日報等)			○	
電気料金の使用状況及び前年同月の使用実績が 分かる資料(料金のお知らせ等)				○